

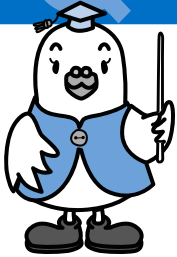
札幌市職員の 給与と人事

～市職員の給与や人数などを紹介します～



問い合わせ先
 ■ 給与・勤務時間・休暇については
 勤労課 ☎211-2082
 ■ 職員数・人件費・サービスについては
 人事課 ☎211-2072
 ■ 研修については
 自治研修センター ☎866-3666

Q 「給与」はどのように決まるの？

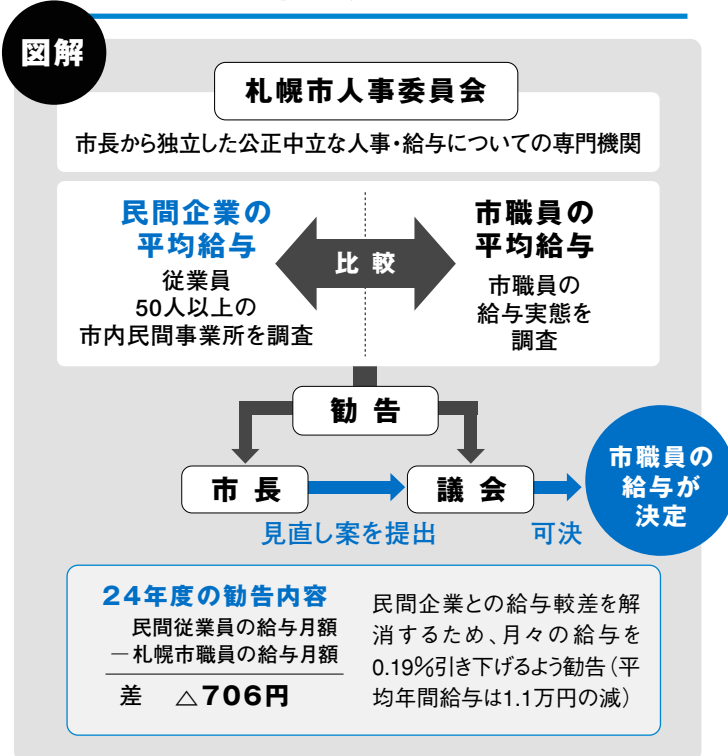


A. 民間企業の給与※などを考慮して決められています

※「給与」とは、給料と手当を合計したもの

人事委員会が民間企業の従業員と市職員の給与を調査・比較し、その結果を基に市職員の給与について市長と議会に勧告を行います。市長は、その勧告を踏まえて、議会に見直し案を提出。議会での審議を経て、給与が決まります。

給与が決まるまで



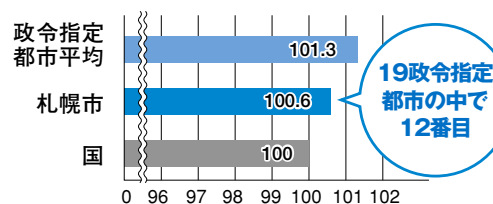
給与などの状況 (24年4月1日現在)

平均給与
 [行政職・月額] **364,077** 円
 ※平均年齢40.9歳

初任給
 [月額] 大学卒 **172,100** 円
 高校卒 **143,200** 円

特別職の給料・報酬
 [月額] 市長 **1,280,000** 円
 議長 **1,040,000** 円
 議員 **860,000** 円

国の給料(月額)を100としたときの割合
 ラスバイレス指数 ※23年4月1日現在



職員に支給される手当 (24年4月1日現在)

扶養手当	扶養親族のある職員に配偶者14,800円、配偶者以外は1人7,000円～8,000円を支給
地域手当	国家公務員に準じ、市内に勤務する職員に給料・扶養手当・管理職手当の合計額の3%を支給
住居手当	借家は27,000円を上限に家賃などに応じて支給。持ち家は9,700円を支給
期末・勤勉手当	民間企業のボーナスに当たるもの。年間3.95カ月分を支給
寒冷地手当	扶養親族の有無などに応じて、年間44,000円～116,800円を支給
管理職手当	課長職以上に対し、85,700円～144,600円を支給
特殊勤務手当	下水処理や有害物取り扱いなどの危険・不快・不健康な業務などを行う職員に支給

※このほか、通勤手当や単身赴任手当、勤務の実績に応じて支給される時間外・休日・夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、医師に支給される初任給調整手当があります